

長岡市公立保育園給食調理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、長岡市公立保育園給食調理業務を委託するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものです。

1 背景・目的

現在、本市の公立保育園は、直営方式による給食を提供していますが、今後も安定して給食を提供する体制を維持するため、効率的かつ持続可能な給食運営体制を確保する必要があります。

そこで、専門的な知識と経験を有する民間事業者の力を活用することにより、安全・安心な給食を安定して提供する体制を確保するため、給食調理業務の民間委託を実施します。

本プロポーザルは、本市の公立保育園における給食調理業務を委託するにあたり、本業務に最も適した事業者を選定するために実施するものです。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

長岡市公立保育園給食調理業務

(2) 対象施設

長岡市立白山保育園

(3) 業務内容

「長岡市公立保育園給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

なお、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを、業務準備・引継ぎ期間とし、その間に発生する費用は受託者の負担とします。

(5) 委託料の提案上限額

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの期間

上限額 76,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（各年度の上限内訳）

年度	上限額
令和 9 年度	25,400,000 円
令和 10 年度	25,400,000 円
令和 11 年度	25,400,000 円

※この金額は、見積時の予定価格や契約予定額を示すものではありません。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件に該当することを要します。

なお、本プロポーザルへの参加は単独の事業者に限るものとし、共同企業体（JV）による参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税並びに市町村税のいずれも滞納していない者であること。
- (3) この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 次の申し立てがされていない者であること。
- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条または第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と関係を有する者ではないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。

4 スケジュール

項目	期限または時期
公告及び実施要領等の公表	令和 8 年 8 月 20 日（木）
現地視察参加申込書の提出期限 ※ プロポーザルへの参加を希望する者は、現地視察に必ず参加すること。	令和 8 年 8 月 27 日（木） 午後 5 時必着
現地視察の実施	令和 8 年 8 月 31 日（月） 午後 1 時～午後 4 時 令和 8 年 9 月 1 日（火） 午後 1 時～午後 4 時
参加申込書の提出期限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午後 5 時必着
質問書の提出期限	令和 8 年 9 月 4 日（金） 午後 5 時必着
質問に対する回答期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）
提出書類の提出期限	令和 8 年 9 月 28 日（月） 午後 5 時必着
プレゼンテーション	令和 8 年 10 月 9 日（金）（予定）
選定結果の通知	令和 8 年 10 月中旬（予定）
受託候補者との協議	令和 8 年 10 月中旬以降（予定）
委託業務の契約締結	令和 8 年 11 月以降（予定）

5 現地視察

本プロポーザルへの参加を希望する者は、現地視察に必ず参加してください。

なお、現地視察に参加しなかった者は、本プロポーザルへの参加を認めません。

- (1) 実施日時：令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 1 時～午後 4 時
令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 1 時～午後 4 時

※ 詳細については、別途、参加者へ通知します。

(2) 会場：長岡市立白山保育園給食調理室

(3) 申込方法

ア 現地視察への参加を希望する者は、令和8年8月27日（木）午後5時までに「現地視察参加申込書」（別紙様式1）を電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。

イ メールの件名は「現地視察参加申込書（会社名）」とすること。

ウ 電子メール送信後、「14 問い合わせ先」に電話にて電子メールの受信を確認すること。

(4) 留意事項

ア 調理室に入室する者は、清潔な白衣及び帽子、マスク並びに調理用靴を持参するとともに、実施1か月以内の検便検査結果表を提出すること。

イ 参加人数は、1事業者につき2名までとすること。

ウ 視察時は当市の指示に従うこと。

6 参加申込み

(1) プロポーザルに参加する者は、令和8年9月4日（金）午後5時までに「プロポーザル参加申込書兼誓約書」（別紙様式2）を電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。

(2) メールの件名は「プロポーザル参加申込書（会社名）」とすること。

(3) 電子メール送信後、「14 問い合わせ先」に電話にて電子メールの受信を確認すること。

7 質問及び回答

(1) 質問がある場合は、「質問書」（別紙様式3）に質問事項を記載のうえ、令和8年9月4日（金）午後5時までに、電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。

(2) メールの件名は「プロポーザル質問書（会社名）」とすること。

(3) 電子メール送信後、「14 問い合わせ先」に電話にて電子メールの受信を確認すること。

(4) 質問に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和8年9月11日（金）までに回答するとともに、長岡市ホームページに掲載します。

8 提出書類

(1) プロポーザル参加申込書を提出した事業者は、「提案書類等提出書（別紙様式4）」に次に掲げる書類を添付のうえ、期限までに提出すること。

	提出書類	内容	様式等
参加資格に関する書類	会社概要	会社の概要について記載すること。	別紙様式5
	登記事項証明書	法人の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し (提出日前3か月以内に発行されたもの)	所定様式
	貸借対照表及び損益計算書	直近の貸借対照表及び損益計算書の写し (提出日前3か月以内に発行されたもの)	任意様式
	納税証明書	ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3) (提出日前3か月以内に発行されたもの)	<発行機関> ア：税務署 イ：都道府県担当部署

		イ 「都道府県税の未納がない」証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの) ウ 「市町村税の未納がない」証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの)	ウ：市区町村担当 部署
提案等に関する書類	業務実績等報告書	保育施設及び市内小中学校における給食調理業務の受託実績について記載すること。	別紙様式6
	保育園給食に対する基本的な考え方及び食育推進に関する提案書	保育園給食に対する事業者の基本的な考え方及び乳幼児期における食育の推進を図るために事業者が協力できることについて記載すること。	別紙様式7
	業務実施体制に関する提案書	給食調理の人員体制について記載すること。	別紙様式8
	業務従事者等の教育及び研修に関する提案書	業務従事者等の教育及び研修に関する取り組みについて記載すること。	別紙様式9
	衛生管理体制に関する提案書	衛生管理に関する考え方や衛生管理体制について記載すること。	別紙様式10
	安全管理に関する提案書	アレルギー対応などの安全管理について記載すること。	別紙様式11
	緊急時における対応に関する提案書	給食設備の故障や自然災害などへの対応について記載すること。	別紙様式12
	地域貢献に関する提案書	本社・事業所の所在地、地域雇用の方針について記載すること。	別紙様式13
	見積書及び経費内訳書	見積金額は、契約期間中の総額(3年間分)を記載すること。(消費税及び地方消費税を含む金額とすること。) 経費内訳書の各年度積算額(3年間分)の合計額と見積金額を一致させること。	別紙様式14

(2) 提出書類作成に係る留意事項

ア 別紙様式4～14は、それぞれA4判で両面印刷し、左側2か所をホチキス留めすること。なお、別紙様式6に添付書類がある場合は、別紙様式6の後ろにとじること。

イ 別紙様式14の経費内訳書は、年度ごとに印刷すること。

ウ 「登記事項証明書」、「貸借対照表及び損益計算書」及び「納税証明書」は、別紙様式4～14にはとじ込まず、別添として提出すること。

(3) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

※ 納税証明書は、正本には原本を添付し、副本にはその写しを添付すること。

(4) 提出期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和8年9月28日(月)午後5時必着

イ 提出方法：直接窓口へ持参または配達証明付きの書留郵便によるものとします。

※ 窓口への持参は、月曜日から金曜日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

※ 電子メールでの提出は、認めません。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けません。

ウ 提出先：「14 問い合わせ先」記載のとおり

(5) 提出書類に対する質問

提出された書類の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合は、速やかに回答すること。

(6) 参加申込み後の辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（別紙様式 15）に必要事項を記入し、提出書類の提出期限までに「14 問い合わせ先」に提出すること。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和 8 年 10 月 9 日（金）（予定）

※ 詳細な日時や実施方法等については、別途、参加者へ通知します。

(2) 所要時間

1 事業者あたり 30 分

ア プレゼンテーション…20 分

※各設定時間を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了となります。

イ 質疑応答…10 分程度

※ プレゼンテーションの内容等により、質疑応答の時間は変動する可能性があります。

(3) 説明者等

プレゼンテーションの説明、質疑応答の対応のためにプレゼンテーション会場に入室できる者は 3 名までとします。

10 受託候補者の選定

(1) 選定委員会

受託候補者の選定は、各提案者が提出した書類及びプレゼンテーションに基づき、本市職員及び外部有識者で組織する選定委員会が行います。

(2) 選定方法

選定委員会が別紙「公募型プロポーザル提案書評価要領」の評価基準に基づき、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答について、総合的に公平かつ客観的な審査、採点を行い、最も評価が高い者を受託候補者として選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ電子メールで通知し、長岡市ホームページへの掲載をもって公表します。

11 業務委託契約の締結

(1) 契約内容

契約内容については、本プロポーザルにおける仕様書と受託候補者の提案内容を基に受託候補者と改めて協議したうえで、その詳細を決定します。

(2) 契約方法

ア 選定された受託候補者と本件業務における契約の締結交渉を行います。

イ 市は上記アの結果、契約締結の合意に至らなかった場合、または受託候補者の提案において虚偽の記載、不正または違反が認められた場合は、次点の者と契約締結の交渉を行うことができるものとします。次点の者と契約締結の合意に至らなかった場合、または次点の者の提案において虚偽の記載、不正または違反が認められた場合は、市はさらに次点の者と契約締結の交渉を行うことができるものとします。

(3) 契約予定額

契約を予定する額は、提案見積書に記載された額をもとに、契約に向けた協議の中で決定することとします。

12 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- (3) 提案見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 本実施要領に定める事項に違反した場合
- (6) 本実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をほかり、接触した事実が認められた場合
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

13 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 仕様書等内容の詳細については、本事業以外の利用は認めません。
- (3) 提出された書類は返却せず市の所有物とし、組織内で複写・配付を行う場合があります。また、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき開示または一部開示することがあります。ただし、本市において、情報公開条例第6条第1項第3号に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行いません。
- (4) 提出された書類の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがあります。
- (5) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- (6) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがあります。なお、この場合において、提案に要した費用を本市に請求することはできません。
- (7) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断します。

14 問い合わせ先

長岡市教育委員会 子ども未来部 保育課

住 所：〒940-0084 長岡市幸町2丁目1-1（さいわいプラザ6階）

電 話：0258-39-2219

F A X：0258-39-2259

E-Mail：hoiku@city.nagaoka.lg.jp

担 当：保育運営係